

つくばみらい市在住者の雇用主 様

つくばみらい市長 小田川 浩
(公印省略)

保育施設利用の自粛要請に伴う被雇用者に対するご配慮について

日頃より、つくばみらい市政にご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、茨城県は5月22日に、5月25日以降の感染拡大防止策について、県独自の新型コロナウイルス対策指針により、「Stage3」から「Stage2」に緩和すると発表しました。さらに、陽性者が抑えられれば、6月8日には「Stage1」に引き下げること発表しています。

これを受けて、市としましても、保育施設利用の自粛要請が緩和できると判断し、これまで実施していた「緊急特別保育」の対応を5月31日で終了することといたしました。

しかしながら、当面は新規感染者を発生させない取組みは必要であり、特に、保育施設等の集団生活の場におきましては、施設内感染を徹底的に防止することが求められます。あわせて、海外では緊急事態宣言解除後に新たな感染拡大が発生している例を見ると、第2波の感染拡大が懸念されるどころです。

こうしたことから、保護者の皆様に対しまして、保育施設利用の自粛要請期間を下記の期間において延長し、できる限りご協力くださるようお願いをいたしました。

つきましては、コロナの影響により甚大な影響が出ているところ、大変恐縮に存じますが、本市在住の被雇用者が自宅で保育するための休暇取得等に対して、可能な範囲でご配慮くださいますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、今後の国・県等の動向によっては、市の対応を急きょ変更する場合がございますので、あらかじめご承知おきくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 利用自粛要請期間（継続）

令和2年6月1日（月）～令和2年6月14日（日）

2 対象施設

市内すべての認可保育施設（保育所、保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育）

【問合せ先】

つくばみらい市保健福祉部こども課

担当：境野、斉藤

TEL：0297-58-2111（内線4200、4208）